

教育訓練給付金制度

教育訓練給付金の詳細

一般教育訓練給付金は、次に該当する雇用保険の被保険者又は被保険者であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として対象一般教育訓練を受講し、修了した場合、対象一般教育訓練の受講のために当該受講者本人が教育訓練施設を通して若しくは直接一般教育訓練実施者に支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の20%に相当する額を限度に公共職業安定所より支給される。

給付金対象者

(1) 雇用保険の被保険者

対象一般教育訓練の受講を開始した日において雇用保険の被保険者である者のうち、支給要件期間が3年以上あるもの。ただし、初めて教育訓練給付金を受けようとする場合については、当分の間、支給要件期間が1年以上あれば要件を満たす。

(2) 雇用保険の被保険者であった者

受講開始日において雇用保険の被保険者でない者のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上あるもの。ただし、初めて教育訓練給付金を受けようとする場合については、支給要件期間が1年以上あれば要件を満たす。

申し込み～受講～講習修了までの流れ

1. 受給資格の確認

ご自身が給付金受給対象者に該当しているか、最寄りのハローワークで確認して下さい。受給資格有無の確認はハローワーク配布の「支給要件照会票」を窓口に出します。

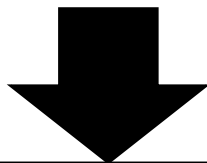
【支給要件照会票の発行に必要なもの】

運転免許証等の身分証明書

印鑑

※当協会では受給資格の有無は判断できませんので、必ずハローワークで確認をお願いします。

※支給要件を満たさない場合、受給の対象外となりますので、必ず事前のご確認をお願いします。



2. 支給要件回答書の受け取り

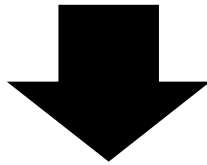
支給要件照会票で確認をすると「支給要件回答書」が発行されます。

この時、支給要件回答書でご自身が支給条件を満たしているか、ハローワークの窓口で必ず確認をお願いします。

※支給条件が満たされていない支給要件回答書では給付金は支給されません。

支給要件照会を行った際の受講開始(予定)日と実際の受講開始日が異なる場合や、受講開始(予定)日を将来の日付で照会した後に、離職等によって被保険者資格に変動がある場合等は、照会結果の内容のとおりとならない場合がありますので十分注意して下さい。

※離職中の方は失業の認定日があります。失業の認定日は基本的に変更できませんので、教育訓練給付制度の受講日と重なる場合は予めハローワークにご相談下さい。



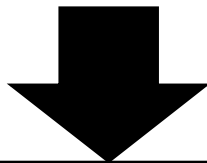
3. 申し込み

支給要件回答書が揃い、受講要件を満たしている事が確認できましたら、電話で予約申し込みをお願いいたします。（なお、給付条件を満たさない場合は給付金の支給の対象外となりますが、講習自体の申し込みは可能です）

電話での申し込みが完了しましたら、所定の期日までに申込書及び料金をお支払い頂きます。

なお、申込書手続きの際に支給要件回答書のコピーを添付してください。

※申し込みに必要な書類は陸災防栃木県支部HPよりダウンロードしてご利用ください。



4. 講習修了後受給申請

申請先：本人住所管轄のハローワーク

提出書類：教育訓練給付金支給申請書(当協会で発行)

教育訓練修了証明書(当協会で発行)

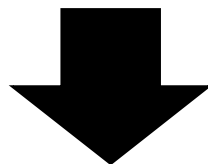
教育訓練経費の領収書(当協会で発行)※申込時に発行

本人住所確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の写し)

通帳またはキャッシュカードの写し

雇用保険被保険者証(コピー可)

申込期限：受講終了後1ヶ月以内



5. 給付金の支給

後日、支給が決定された教育訓練給付金が本人指定の銀行口座に振り込まれます。

予定の支給額は教育訓練経費の20%(最大10万円まで)になります。

お問合せ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部

TEL 028-658-2515

FAX 028-658-6929